障害者の方への主な福祉施策

	事	業	内 容 [¢] ¿
助成	自動車燃 助成	然料費の	在宅の心身障害者に対して、自動車燃料費の一部を助成 ◆自ら運転:身体障害者手帳4級以上 ◆同居家族が運転:身体障害者手帳3級以上、愛の手帳3度以上、脳性まひ者、進行性筋萎縮症者 助成額:月額3,000円(二輪車1,500円) 所得超過者、施設入所者などは非該当。タクシー料金助成との重複不可。
	タクシ - 助成	-料金の	在宅の身体障害者手帳3級以上・愛の手帳3度以上の方がタクシーを 利用するときの料金の一部を助成 助成額:月額3,000円 所得超過者、施設入所者などは非該当。自動車燃料費助成との重複 不可。
	自動車通 費の助成		身体障害者手帳3級以上・愛の手帳をお持ちの方(内部障害者については4級以上、下肢または体幹に係る障害については5級以上の歩行困難な方)で、適正試験に合格した方が運転免許を取得するときの費用の一部を助成所得制限あり。
	自動車改 補助	び造費の	身体障害者手帳1・2級の上肢、下肢または体幹機能障害者で、就労などに伴い自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある場合に、改造費の一部を補助 所得制限あり。
	心身障害 福祉手当		身体障害者手帳4級以上・愛の手帳4度以上の方、脳性まひ・進行性 筋萎縮症の方 所得超過者・施設入所者・新規申請時65歳以上の方などは非該当
手当	特別障害	者手当	20歳以上で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の障害の重複がある方またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方 所得超過者、施設入所の方などは非該当。
	障害児福	証手 当	20歳未満で身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度またはこれらと同程度の身体障害、疾病もしくは精神の障害のある方所得超過者・施設入所者の方などは非該当
	難病者福	副业 手当	治癒が困難な疾病にかかっており、現に治療を継続中で東京都難病医療費助成制度による®医療券を所持している方および点頭てんかんの方
	重度心身 手当	障害者	重度の知的障害の方、重度の知的障害と身体障害の重複のある方、重度の肢体不自由で四肢機能を失い座ることが困難な方 所得超過者、施設入所者の方などは非該当。
	障害者就 事業	忧労援助	障害者就労支援センターで、コーディネーターによる就労面と生活面 の支援の提供
医療	心身障害 医療費の		心身障害者に対し医療費の一部を助成 ◆身体障害者手帳 1・2 級(内部障害は3級を含む)または愛の手帳 1・2度 所得制限あり。新規申請時65歳以上の方は対象外。
	自立支援 (更生医		身体障害者が障害の程度を軽減または障害を除去するための医療費を 負担◆18歳以上の身体障害者手帳の所持者 所得に応じて自己負担あり。
	自立支援 (精神通		精神疾患により、医療機関に通院する際にかかる医療費の一部を助成 所得に応じて自己負担あり。
	難病医療 の助成	費など	東京都が定める難病などに該当し、認定基準を満たす方に対し、医療 費の一部を助成 所得に応じて自己負担あり。
	原子爆弹 援護	単被爆者	居住者変更届などの受理

市で行っている障害者の方などへの主な助成制度やサービスについ て、案内します。なお、介護保険と重複する場合は介護保険が優先され る場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

	事業	内 容 [*] ¿
補装具・日常生活用具な	補装具費の支給	身体障害者(児)の障害を補うための補装具費(購入費、修理費)の 支給 ◆身体障害者手帳所持者 支給要件あり。自己負担あり。
	日常生活用具の 給付	在宅の重度の心身障害者(児)に対し、日常生活を容易にするため、
	住宅設備改善費 の給付	在宅の重度の身体障害者(児)で肢体に係る障害がある方(下肢または体幹に係る障害の程度が2級以上)および補装具として車いすの交付を受けた内部障害者に対し、日常生活を容易にするための家屋の設備改善費を一定限度額内で補助(65歳未満一部除外)支給要件あり。自己負担あり。
障害福祉サー	介護給付費・ 訓練等給付費の 支給	居宅介護におけるヘルパーの派遣、短期入所の利用、日中における生活介護、施設入所に係る支援、児童デイサービス、グループホーム・ケアホームの利用、自立訓練、就労支援などに係る費用の一部を支給支給要件あり。自己負担あり。
	移動支援利用 助成	外出時にヘルパー支援を要する障害者の費用の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
	生活サポート 利用助成	日常生活に関する支援または家事に対する支援を要する障害者の費用 の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
ビス	日中一時支援 利用助成	日中における介護者の不在時に一時的に活動の場所を確保するための 費用の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
	地域活動支援セ ンター利用助成	地域活動支援センターにおいてサービスを受ける際に要する費用の一部を助成 支給要件あり。自己負担あり。
	手話通訳者派遣	聴覚および言語障害者に対し、健聴者との意志の疎通を円滑にするため手話通訳者を派遣
	要約筆記者派遣	聴覚障害者に対し、健聴者との意思の疎通を円滑にするため要約筆記 者を派遣
	重度脳性麻痺者 介護	重度脳性麻痺者に対し、生活圏の拡大のために介護券を交付(家族介護) ❖重度の脳性麻痺者で身体障害者手帳 1 級をお持ちの20歳以上の方 (利用回数月12回まで)
介護・日常		障害者の介護人が疾病・出産・冠婚葬祭・休養等により介護ができなくなったときに、障害者を一時的に保護(宿泊) 自己負担あり。
集		入浴することが困難な住宅の重度心身障害者に対し、巡回入浴車による入浴サービスを行う ◆身体障害者手帳2級以上・愛の手帳2度以上または同程度の障害者で常時寝たきりの状態にあるおおむね15歳以上の方(月4回) 介護保険対象者を除く。
		ひとり暮らしなどの重度身体障害者の家庭生活の安全を確保するため、緊急通報システムを設置 ❖18歳以上のひとり暮らしなどの重度身体障害者
	移送サービス	身体に障害を持つため外出が困難な車いす利用者などに車いすのまま乗車できる自動車の運行を行う ❖車いすを使用しなければ歩行が困難な方および重度の視覚障害者利用条件、運行範囲あり。

市指定文化財

に助成金



市教育委員会からの推薦により、市の指定文化財 「田無ばやし」(第2号)が財明治安田クオリティオブ ライフ文化財団から地域伝統文化助成として60万円の 助成金交付が決定しました。

それに伴い、5月23日 金に明治安田生命保険相互会 社武蔵野支店で助成の目録贈呈式が開催されました。

~振り込め詐欺防止対策~

危機管理室 保 (🖀 438 - 4010)

犯人が使用するキーワードです。

電話でこの言葉が出たら振り込め詐欺です。すぐに110番、田無警察署へ

オレオレ詐欺

副業 株 で失敗

会社のお金の使い込み・横領 上司などへ急に返済

還付金詐欺

税務署 社会保険事務所 市役所

税金 年金 医療費 を還付する

ATM機のある場所へ

その他の手口

夫が 痴漢・盗撮

示談金が必要

騙されないためには?! 電話がかかった最初の1分間が肝心です。

慌てない、動揺しない

家族にしかわからないことを質問する

必ず本人や、関係行政機関に問い合わせる

振り込む前に家族に相談する

税金や医療費などの還付金を渡すために、職員が電話で口座番号や 預金残高を聞き出したり、金融機関等のATMの操作を求めることは絶 対にありません。常に防犯意識を心掛けて、自分の財産を守りましょう。



